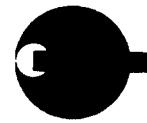


奈良県公報



目 次

ペー
ジ

〈告 示〉

の認証の申請

○右 同

○平成十三年度奈良県一般会計補正
予算(第五号)の要領

一

○平成十四年度奈良県営競輪事業費
特別会計補正予算(第一号)の要
領

四

○町の区域及び名称の変更

七

○結核指定医療機関の指定

一〇

○結核指定医療機関の指定辞退

一〇

○土地改良事業の適否決定

一〇

○道路の供用開始

一〇

○特定非営利活動法人の設立の認証
の申請

一一

○特定非営利活動法人の定款の変更

一一

告 示

奈良県告示第一百一号

平成十三年度奈良県一般会計補正予算(第五号)の要領は、次のとおりである。
平成十四年七月十九日

平成13年度奈良県一般会計補正予算（第5号）

平成13年度奈良県の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（県債の補正）

第1条 県債の変更は、「第1表県債補正」による。

第1表

県債補正

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額 万円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 万円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
古都保存事業	614,000				615,000			
農地開発事業	51,000				138,000			
県立自然公園整備事業	103,000				111,000			
道路整備事業	10,123,000				12,935,000			
臨時単独道路整備事業	20,151,000	証券借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)		19,009,000	証券借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
直轄道路整備事業	7,036,000				7,189,000			
臨時単独河川整備事業	4,007,000				3,286,000			
直轄河川事業	2,804,000				2,008,000			
都市計画事業	1,900,000				1,498,000			
計	95,647,800				95,647,800			

奈良県告示第一百一号

平成十四年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算（第一号）の要領は、次のとおりである。

平成十四年七月十九日

奈良県知事 柿本善也

平成14年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算（第1号）

平成14年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,028千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,532,028千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成14年7月19日 金曜日

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 購 収 入		121,073	160,028	281,101
	1 雜 入	121,073	160,028	281,101
歳入合計		15,372,000	160,028	15,532,028

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総上充用金		—	160,028	160,028
	1 総上充用金	—	160,028	160,028
歳入合計		15,372,000	160,028	15,532,028

奈良県告示第一二五二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、王

町長から次のとおり町の区域及び名称を変更する旨の届出があつた

この处分は、平成十四年八月一日からその効力を生ずる。

なお、関係の区域は、別図一（変更前）及び別図一（変更後）のとおりである。

平成十四年七月十九日

奈良県知事 柿本善也

新 町 名	現 町 名	新 町 と な る 区 域
久度二丁目	久度二丁目 (一部)	三五六八の一、三五六八の三、三五六八の四、三五六八の五、三五六八の六、三五六八の七、三五六八の八、三五六九の一、三五六九の一、三五六九の三、三五六九の五、三五六九の八、三五六九の九、三五六九の一〇、三五六九の一、三五六九の一、三五六九の一三、三五六七〇の一、三五六七〇の一の一、三五六七一の一、三五六七一の一〇、三五六七一の一、三五六七一の一三、三五六七一の一四、三五六七一の一五、三五六七一の一八、三五六七三の一、三五六七三の三、三五六七四の一、三五六一八の六、三五六一八の八、三五六一四の一、三五六一四の五、三五六一四の六、三五六一四の七、三五六一四の八、三五六一四の九、四七一五の一、四七一五の一、四七五三の一及び四七五六並びにこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

ある国有地の全部

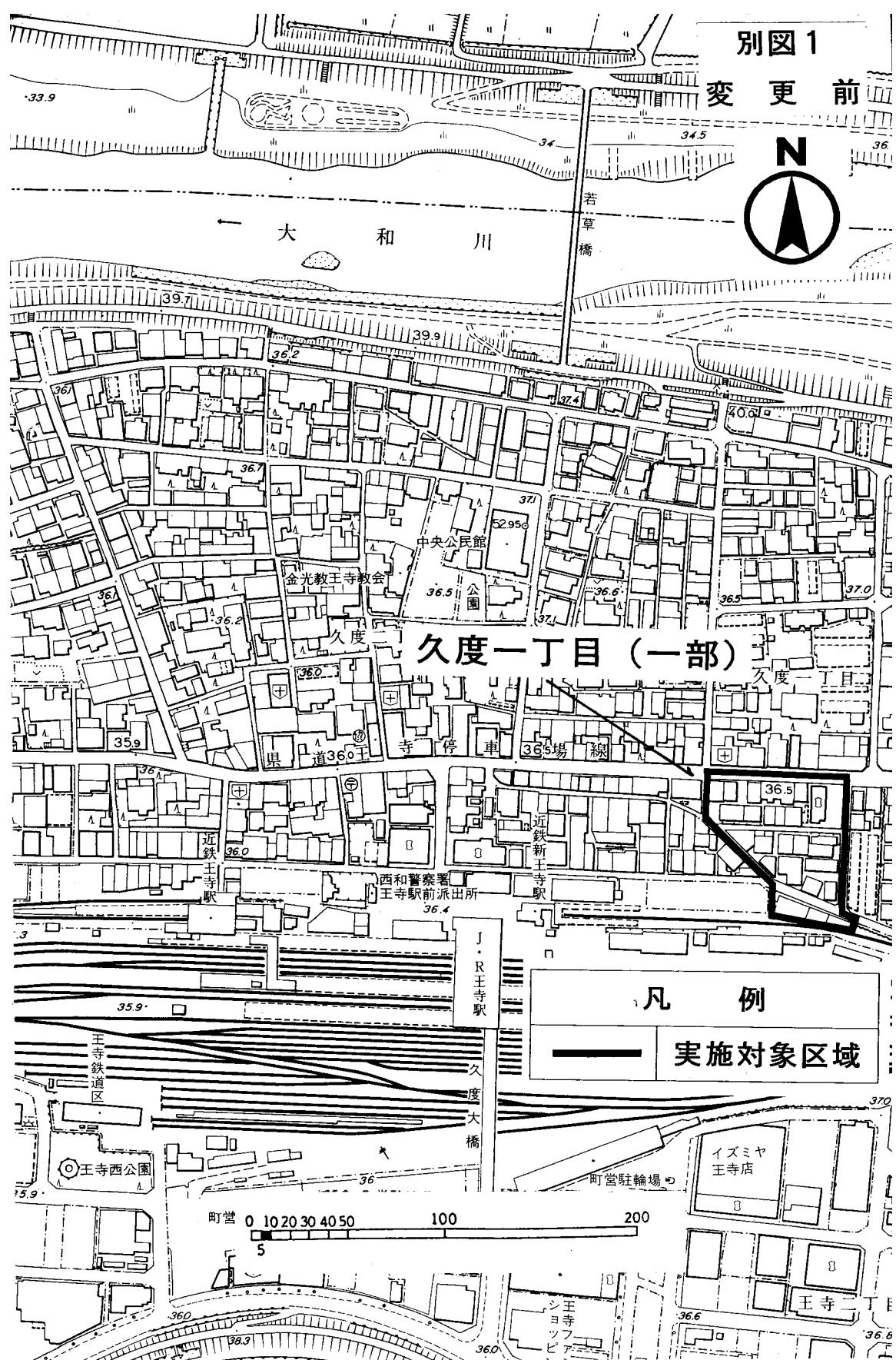
七五六並びにこれらの区域に隣接介在する道路、水路で

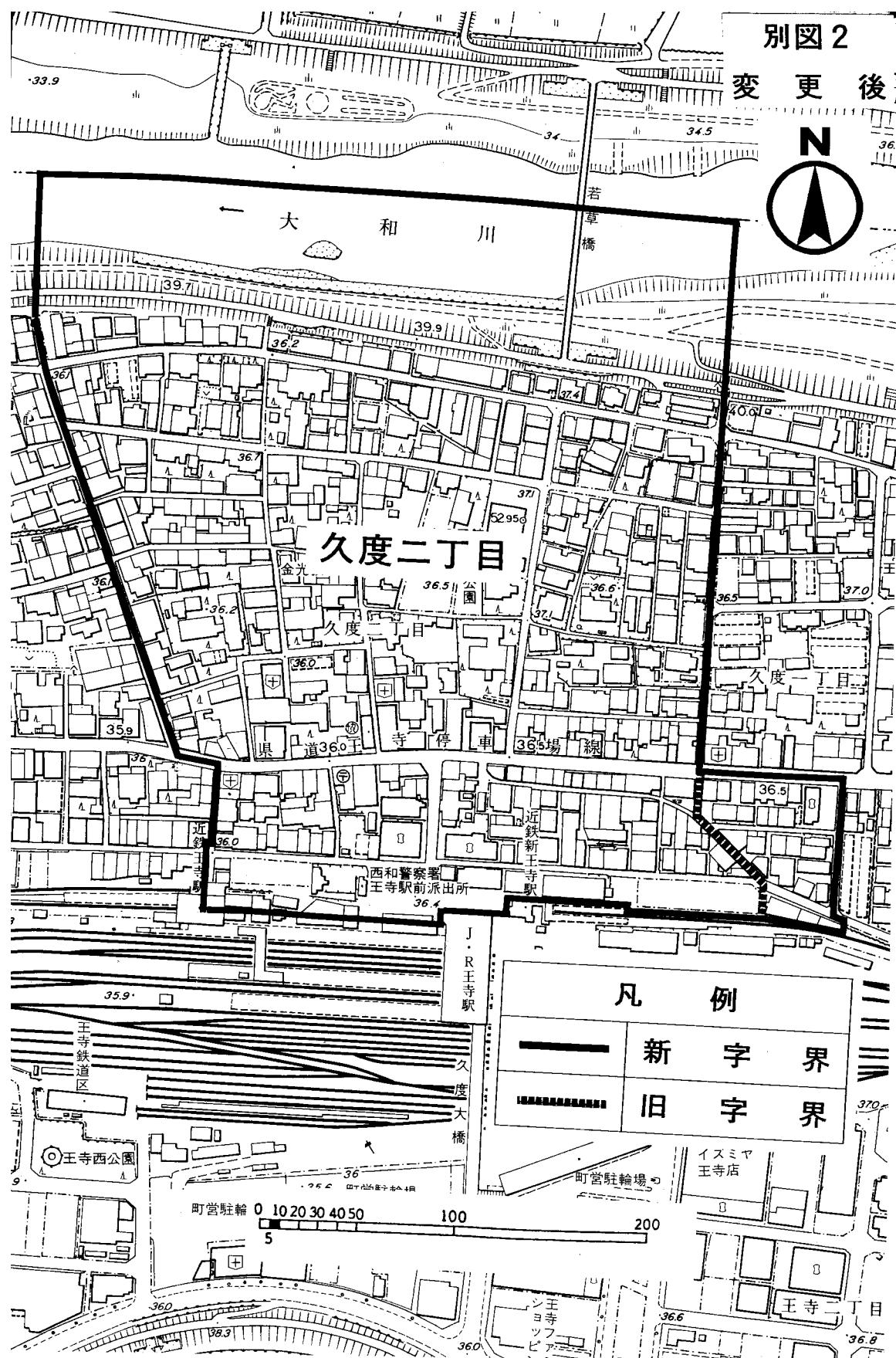
の六、三六一八の八、三六三四の一、三六三四の五、三六三四の六、三六三四の七、三六三四の八、三六三四の九、四七一五の一、四七一五の一、四七五三の一及び四

五六九の一、三五六九の一、三五六九の三、三五七〇の一、三五七〇の三、三五七一の一、三五七一の三、三五七一の三

の五、三五六八の六、三五六八の七、三五六八の八、三五六九の一、三五六九の二、三五六九の三、三五六九の四、三五六九の八、三五六九の九、三五六九の一〇、三

三五六八の一、三五六八の二、三五六八の三、三五六八の四、三五六八の五





奈良県告示第一百四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十四年七月十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サン薬局五位堂店	香芝市瓦口三三〇九一一 IBグランド一〇一	平成十四年六月二十日
奈良県告示第一百五号	結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。	
平成十四年七月十九日	奈良県知事 柿 本 善 也	平成十四年七月十九日

奈良県告示第一百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十四年七月十日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、同法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十四年七月十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

申 請 者	事 業 計 画	縦 覧 期 間 及 び 場 所
曾爾村長 宇山 複則	中山間総合整備事業	平成十四年七月二十一日から同年八月二一日まで
曾爾地区		
曾爾村役場		

奈良県告示第一百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次とおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十四年七月十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

番号 路線	区 間	一 道路の種類	二 路線名	三 道路の区域
薬局フジファーマシー	香芝市上中八三三一	県道	桜井都祁線	

四 供用の開始の区間
五 道路区域の変更に伴い新たに道路となつた部分
供用開始年月日
平成十四年七月十九日

3 8					
桜井市大字小夫三七四八番先からまで		桜井市大字小夫三七四九番先からまで		桜井市大字小夫一九三〇番先からまで	
後	前	後	前	後	前
一一五・〇	九一・〇	八・九	三・八	二七・五	一四・〇
	九一・五		一〇九・七		一〇三・〇

一 申請のあつた年月日
平成十四年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アクティブサポート

三 代表者の氏名
北中佳司

四 主たる事務所の所在地
橿原市曾我町二六七番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県内及び近隣府県の人々に対し、少子高齢化社会において高齢者福祉の増進、環境の美化及び保全などの活動を通じ、地域の各主体との協力によるコミュニティつくりを積極的に進め、明るく、豊かで、生きがいのある活発な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次とおり公告します。なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

一 申請のあつた年月日
平成十四年六月二十八日

奈良県知事 柿本善也

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次とおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境

部県民生活課において縦覧に供します。

平成十四年七月十九日

奈良県知事 柿本善也

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なら福祉介護ネット
三 代表者の氏名 津島寿幸
四 主たる事務所の所在地 奈良市四条大路二丁目二番一二号
五 定款に記載された目的 この法人は、奈良県民及びその近接住民に対し、福祉・介護等に関する事業を行い、人権の擁護と平和で安心して住み続けられるまちづくりをめざし地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。 なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。 平成十四年七月十九日
一 申請のあつた年月日 平成十四年七月一日
二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人きずな会
三 代表者の氏名 山口昭良
四 主たる事務所の所在地 御所市大字増六八六番地
五 定款に記載された目的 この法人は、核家族化・少子高齢化が進む中、御所市及び隣接する市町村に住む高齢者・障がい者が安心して生き生きした生活を送ることができるよう、高齢者・障がい者とその家族の生活を支援する事業を行ない、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次とおり公告します。

平成十四年七月十九日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号 平成十三年六月六日第六六一一七号
二 検査済証番号 平成十四年三月十四日第六六一一七一一号
三 開発区域に含まれる地域 生駒市小明町一四五七番地ノ一、一四五七番地ノ二、一四五七番地ノ五、一四五七番地ノ六、一四五七番地ノ七、一四五九番地ノ一、一八七三番地ノ三、一八七三番地ノ五、一八七三番地ノ一、一八七三番地ノ二、一八七三番地ノ一二、一八七三番地ノ一三、一八七三番地ノ四、一八七三番地ノ一五、一八七三番地ノ一六、一八七三番地ノ一七、一八七三番地ノ一八、一八七三番地ノ二一、一八七五番地ノ五六、一九六一番地ノ二、一九六一番地ノ三及び一九六一番地ノ五
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和郡山市城南町五番三七号 プレステ株式会社 代表取締役 吉本剛二
五 公共施設の種類、位置および区域 宝来住宅開発株式会社 代表取締役 橋口洋基 奈良市宝来一丁目八番一号 道路 生駒市小明町一四五七番地ノ五、一四五七番地ノ七、一八七三番地ノ一二、一八七三番地ノ一五、一八七三番地ノ一七、一八七三番地ノ二一、一八七五番地ノ五六、一九六一番地ノ一、一九六一番地ノ三及び一九六一番地ノ五 下水道 生駒市小明町一四五七番地ノ五、一四五七番地ノ七、一八七三番地ノ一二、一八七三番地ノ一五、一八七三番地ノ一七及び一八七三番地ノ二二の各一部

一 許可番号	平成十四年四月三日第六八一―八一号
二 檢査済証番号	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月十日第五六六二号
三 開発区域に含まれる地域	北葛城郡当麻町大字長尾二九八番地ノ一二の一部、二九九番地ノ一、二九九番地ノ二、二九九番地ノ五及び二九九番地ノ七
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	北葛城郡当麻町大字竹内
五 公共施設の種類、位置及び区域	株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也
道路 北葛城郡当麻町大字長尾二九九番地ノ五の一部	下水道 北葛城郡当麻町大字長尾二九九番地ノ一、二九九番地ノ二、二九九番地ノ五の一部及び二九九番地ノ七
一 許可番号	平成十四年一月十九日第六八一―二九号
二 檢査済証番号	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月十日第五六六三号
三 開発区域に含まれる地域	高市郡高取町大字清水谷一三〇〇番地ノ三三一、一三〇〇番地ノ三三二、一三〇〇番地ノ三三三、一三〇〇番地ノ三三四、一三〇〇番地ノ三三五、一三〇〇番地ノ四五九、一三〇〇番地ノ四六〇、一三〇〇番地ノ四六一、一三〇〇番地ノ四六二及び一三〇〇番地ノ四六三
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	樺原市八木町三丁目一七七番地
奈良県開発事業協同組合 代表理事 小林喬	
一 許可番号	平成十三年十一月二十五日第六八一―六号
二 檢査済証番号	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月十一日第五六六五号
三 開発区域に含まれる地域	公共施設に関する工事の検査済証 平成十四年七月十一日第五六六九号
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	天理市嘉幡町一三〇番地、一三一番地、一三二番地、一四三番地ノ三、一四三番地ノ四、二一八番地ノ一、二一八番地ノ四の一部、二三〇番地ノ一及び二二〇番地ノ二の一部
五 公共施設の種類、位置及び区域	天理教 代表役員 飯降政彦
水路 天理市嘉幡町一三〇番地、一三一番地及び一三二番地の各一部	
一 許可番号	平成十四年五月二十一日第七〇一―一號
二 檢査済証番号	
一 許可番号	
樺原市八木町三丁目一七七番地	
奈良県開発事業協同組合 代表理事 小林喬	

開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月十一日第五六六六号	開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月十二日第五六六九号
三 開発区域に含まれる地域	三 開発区域に含まれる地域
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
天理市石上町四五四番地ノ一	天理市葛本町七九五番地ノ一の一部、七九七番地ノ一部及び七九八番地ノ一
天理市石上町二一七番地	天理市葛本町五七三番地ノ一
植田高行	上田博通
一 許可番号	一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定により、次のとおり
平成十四年一月十日第六八一一四三号	命令しました。
二 検査済証番号	平成十四年七月十九日
開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月十一日第五六六七号	奈良県知事 柿本善也
三 開発区域に含まれる地域	一 命令を受けた者の住所及び氏名
五條市一見五丁目一三三一一番地ノ一	北葛城郡広陵町大字南一七八番地 株式会社若草食品 代表取締役 上杉幸作
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	二 違反建築物の所在地
御所市大字柏原五一番地	北葛城郡広陵町大字南一八七番一、一九六番及び一九七番
西部石油有限会社 代表取締役 小原茂	三 命令の内容
、	二に記載した土地における建築工事の施工を停止すること。
一 許可番号	四 命令の理由
平成十四年六月四日第六八一一九八号	都市計画法第二十九条第一項の許可を受けずに土地の区画を変更して工場の増築工事を行つてている。
二 検査済証番号	五 命令をした日
開発行為に関する工事の検査済証 平成十四年七月十一日第五六六八号	平成十四年七月八日
三 開発区域に含まれる地域	高田土木事務所長が命令しました。
橿原市葛本町七九五番地ノ一の一部、七九七番地ノ一部及び七九八番地ノ三	平成十四年七月十九日
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	奈良県知事 柿本善也
橿原市葛本町五七三番地ノ二	一 命令を受けた者の住所及び氏名
松下義孝	北葛城郡広陵町大字南一七八番地 株式会社若草食品 代表取締役 上杉幸作
一 許可番号	二 違反建築物の所在地
平成十四年六月四日第六八一一九九号	
二 検査済証番号	

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第九条第一項の規定により、次のとおり	建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第九条第一項の規定により、次のとおり
高田土木事務所長が命令しました。	高田土木事務所長が命令しました。
平成十四年七月十九日	平成十四年七月十九日
奈良県知事 柿本善也	奈良県知事 柿本善也
一 命令を受けた者の住所及び氏名	一 命令を受けた者の住所及び氏名
北葛城郡広陵町大字南一七八番地 株式会社若草食品 代表取締役 上杉幸作	北葛城郡広陵町大字南一七八番地 株式会社若草食品 代表取締役 上杉幸作
二 違反建築物の所在地	二 違反建築物の所在地

北葛城郡広陵町大字南一七八番一、一九六番及び一九七番

三 命令の内容

一に記載した土地における建築工事の施工を停止すること。

四 命令の理由

一に記載した土地における建築物は、建築基準法第六条第一項の確認済証の交付を受けずに建築工事を行っている。

五 命令をした日

平成十四年七月八日

五 命令をした日

平成十四年七月八日

第一 競争入札に付する調達の内容

一 入札物件

奈良県地理情報システム クリアリングハウス等の賃借

二 入札物件の数量及び特質

奈良県地理情報システム クリアリングハウス等一式

三 借入期間

平成十四年十一月一日から平成十五年三月三十一日まで

ただし、平成十五年四月一日から平成十九年十月三十一日までの間、毎年度の奈良県一般会計歳出予算の成立を条件に、当該物件を引き続き賃借する予定があります。

四 納入場所

奈良市登大路町三〇番地 奈良県総務部情報システム課（県庁情報管理棟一階）

五 入札方法

入札金額は、発注仕様書に記載した賃借範囲（システム導入・運用で必要となるソフトウェア一式、ハードウェア構成等、その他上記に付随する経費）に係る一箇月当たりの金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（この金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。）をもつて落札価格としますので、

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成十四年七月十九日

奈良県知事 柿本善也

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してくださいます。

次に掲げる¹から⁵までの条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

3 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目^①の電算業務に登録している者であること。

4 発注仕様書に示した物件の賃借を確實に履行し得ることを証明できる者であること。

5 発注仕様書に示した賃借物件に關し、迅速なアフターサービス（メンテナンス）の体制が整備されていることを証明できる者であること。

第二 入札書の提出場所等

一 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒630-1850 奈良市登大路町三〇番地

奈良県総務部情報システム課情報システムグループ（県庁情報管理棟一階）

電話（代表）〇七四二-二二一一〇一 内線二六四八

二 入札説明会の日時及び場所

平成十四年七月二十一日 午前十時

奈良県庁第六十一会議室（県庁主棟六階）

三 入札の日時及び場所

平成十四年八月十一日 午前十時

奈良県庁第六十一会議室（県庁主棟六階）

第四 その他

一 入札保証金

二 免除します。

二 契約保証金

契約の相手方は、契約の締結と同時に契約金額の十分の一以上の額の契約の保証を行つ必要があります。ただし、奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第十九条第一項第一号の規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者）若しくは同第五号の規定（過去一年間に国・地方公共団体と同種類・同規模の契約を数回以上締結し、すべてを誠実に履行した者）に該当する場合は、免除します。

三 入札者に要求される事項

1 IJの一般競争入札に参加を希望する者は、第一の4及び5を証明するに必要な書類を提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、平成十四年八月十一日までの間において、奈良県からの提出書類に該当する者を落札対象者とします。

2 IJの提出書類に基づき第一の4及び5の規定に該当する者を落札対象者とします。

3 入札者は、所定の入札書を作成し封をした上、所定の場所及び日時に入れてください。

4 入札者は、その提出した入札書を引き換へ、変更し、又は取り消すことはできません。

四 入札の無効

IJの公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

五 契約書作成の要領等

要します。

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行なつたものを落札者とします。

七 手続における文書の有無

有（入札説明書で示す賃借物件の適合規格承認申請等の手續が必需です。）

八 その他

詳細は、入札説明書によつて。

県営水道企業管理規程

奈良県営水道企業管理規程第二号

水道局
外由先機関
課

奈良県営水道契約規程（昭和四十一年六月奈良県営水道企業管理規程第六号）の一項を次のものに改正する。

平成十四年七月十九日

奈良県知事 柿 本 善 や

第14条に次の1項を加へる。

3 契約者が次条第一項第一号に該当する場合にせよ、管理者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、前項に定める損害賠償金ほか、契約金額の百分の十に相当する金額を損害賠償金として納付しなければならない。ただし、県に損害が生じない場合において管理者が特に認めるときは、IJの限りでない。

第一十五条规定第一項中「1号」を「いずれかに」に改め、同項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを「1号から繰り下げる」、同項に第一号とつて次の1号を加へる。

1 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたときは。

第三号様式の第二十七号、第二十八号及び第二十九号中「第51条第1項」を「第53条第1項」に改め、同様式の第五十四号を第五十六号とし、第五十二号を第五十五号とし、第五十一号を第五十四号とし、第五十一号を第五十三号とし、同様式の第五十条第二項中「第47条」を「第47条又は第48条」に改め、同条を第五十一号とし、同条の次に次のものに加へる。

（損害賠償の予定）

第52条 乙は、第48条第1項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は甲が解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第1号又は第2号に該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年公正取引委員会告示第

15号（不公正な取引方法）第6項に該当する行為である場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。

前項の規定による損害賠償金は、乙が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、前項の規定による損害賠償金を支拂うものとする。

者は、連帶して損害賠償金を甲に支払わなければならない。
3 第1項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害金が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものでは

ない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなつた場合においても、同様とする。
銀三〇同様式の第団十九條を銀五十九條ヒ、同様式の銀四十六條ヒ銀五十九条ヒコト「（賠償金等の徵収）」をセレ、同様第一標丹「問は、」を「問は、第47条第1項又は第48条第1項」に改め、同様式の第団十七條第一標丹「第49条第1項」を「第50条第1項」に改め、回収の次に次のものと号べ。

第48条 甲は、乙がこの契約に關し次の各号のいづれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項の規定による審決（第54条第3項の規定で同条第1項に規定する行為に該当する事実がなかったと認める場合にするものを除く）

(2) 公正取引委員会が乙に対し独占禁止法第48条の2第1項の規定による課徴金の納付の命令をし、その命令が同条第6項の規定により確定した審決とみなされたとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

無因由懲役「管理者の承認を受けなければ契約に係る工事の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わすことができない。」や「契約に係る工事の全部若しくはその主

たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。」¹¹⁵ 情報も¹¹⁶

この規程は、公布の日から施行する
附則

選舉管理委員會告示

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第三項第二号の規程による不在者投票を取り扱う施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

奈良県選挙管理委員会
委員長 田 中 義 雄

名 称 所 在 地

岡谷会 岡谷病院 奈良市西木辻町二〇〇

奈良県選挙管理委員会告示第二十九号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第三項第二号の規程による不在者投票を取り扱う施設として次の通り指定した。
平成十四年七月十九日

奈良県選挙管理委員会
委員長 田 中 義 雄

名 称 所 在 地

【定価】 一ヶ月 九百円 一部売り 一枚につき十一円(共に送料、消費税別)

発行

奈良県

奈良市登大路町二二〇
電話 ○七四二一三一一〇一〇一〇(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 ○七四二一三五一七三三二〇(代)

本誌は再生紙を使用しています。